

カンボジア王国

第1章 法と規則	1
1. 特許・実用新案・意匠	1
2. 商標	4
3. 地理的表示	6
4. 著作権	8
4.1 著作権	8
4.2 著作隣接権	11
5. 不正競争防止	12
6. 営業機密	13
7. 集積回路の回路配置	13
8. 植物品種	14
9. 伝統的な知識・民間の伝承・遺伝子	15
10. エンフォースメントに関する他の法律	15
第2章 手続きに関する説明	16
1. 特許及び実用新案の出願/登録手続き	16
2. 意匠の出願/登録手続き	19
3. 商標の出願/登録手続き	19
4. 特許と実用新案出願のフローチャート	22
5. 意匠出願のフローチャート	23
6. 商標出願のフローチャート	24
第3章 権利行使の手続き	25
1. 刑事上の権利行使	25
2. 民事上の権利行使	25
3. 税関での取締り	26
第4章 知的財産に関する統計	27
1. 特許の出願/登録件数	27
2. 意匠の出願/登録件数	27
3. 商標の出願/登録件数	28
4. 権利行使の統計(統計なし)	28
第5章 知的財産関係官庁	
1. 登録関係官庁	29
2. 権利行使関係官庁	29
第6章 知的財産法律事務所情報	32

カンボジア王国

第1章 法と規則

1. 特許・実用新案・意匠

1) 根拠法

カンボジア王国特許、小特許（実用新案）及び意匠法（2003年1月施行）。

法の公布目的

- * 発明及び科学技術の研究開発の奨励。
- * 内外の商取引及び投資の奨励。
- * 工業活動及び経済発展を促進するため、カンボジア王国への技術移転の促進。
- * 工業所有権保護の確立と侵害及び違法商行為と戦うため。

特許と実用新案付与の手續きに関する布告（2007年5月28日制定及び施行）。

この布告を、特許・実用新案・意匠法の実施規則として見なすことができる。

2) 一般規定

定義

「特許」とは、発明を保護するために付与される権利。

「発明」とは、技術分野における特定の課題の解決を実行可能とする発明者のアイデアをいう。発明は製品又は製法そのものか又はそれに関するものである。

「実用新案証」とは、実用新案を保護するために付与される登録証をいう。

「意匠」とは、あらゆる線、色、三次元形状または材料の組合せからなるものをいい、線または色が組合せられているかどうかは問わない。その組合せ、形状または材料が工業製品または手工業製品の顕著な外観を作り出し、模様として機能すると共に審美性を有することを要する。

特許・実用新案・意匠の要件

①特許は以下の要件を満たす発明に付与される。

- * 新規性。
- * 進歩性。
- * 工業上利用可能性。

②実用新案登録（小特許）は以下の要件を満たす発明に付与される。

- * 新規性。
- * 工業上利用可能性。
- * 製品または製法に関連するものでもよい。

発明は、先行技術で取り上げられていなければ新規である。先行技術は、世界の如何なる場所においても、有形の公表、口頭の開示や使用によって或いは他の如何なる方法によって出願前、または優先主張日前に公衆に開示されたすべてのもので構成される。

発明は、その技術分野における通常の技術を有する者に自明でなければ、進歩性を有するとみなされる。

産業上の、分野には関わらず、利用が可能であれば、産業上利用できると見なされる。

③意匠は、以下の要件を満たせば保護される。

*新規であること。

意匠が、世界の如何なる場所においても、出願日前に、優先権を伴う場合はその優先日前に、有形な形態で公表、使用され、または他の方法で公衆に開示されることのなかった場合に新規とする。

特許及び意匠の不登録事由

以下の発明は、特許保護から除外される。

* 発見・科学理論・数学上の方法。

* 図表、ビジネスのルールや方法、単なる精神的行為及びゲーム方法。

* 人及び動物の身体に施す診断方法、手術や療法による身体の治療法。

* 2016年1月1日までの医薬品（TRIPS 及び公衆衛生に関する WTO 閣僚会議での宣言による）。

* 植物及び動物（植物栽培及び動物飼育のための微生物または基本的なバイオ方法は除く）。

* 植物品種。

* 公衆の秩序及び道徳に反する商行為、人や動物または植物の生命と健康を守らない又は環境に重大な害を及ぼす発明。

* 単に技術的な結果を得るためや外観特徴の自由を阻害するような意匠。

* 公衆の秩序または道徳に反する意匠。

保護システム

特許、実用新案及び意匠は、特許権付与又は登録により保護される。

保護期間

特許の保護期間は、特許出願日から20年間。

実用新案の保護期間は、出願日から7年間。

意匠登録の保護期間は、出願日から5年間であり、その後、5年間ずつ2度の更新が可能である。

権利維持

特許、特許出願及び実用新案を維持するためには、年金を出願日の1年後から支払い、その後、各年度毎に支払わなければならない。期限経過後6カ月の猶予期間内であれば、追加料金を支払うことにより遅延納付ができる。

意匠には年金の支払いはない。

特許・実用新案・意匠登録によって得られる権利

①特許及び実用新案の権利者はその発明を実施する権利を有する。その実施は以下の内容である。

* 当該製品または直接的に当該製法を用いた製品を生産し、輸入し、販売の申し出をし、販売または使用する。

* 当該製品または直接的に当該製法を用いた製品を販売の申し出をし、販売または使用する目的で保有する。

* 当該製法を使用する。

②意匠権者は登録意匠を実施する権利を有する。登録意匠の実施とは以下を云う。

*当該意匠に係る物品の製造、販売または輸入。

特許発明、登録実用新案及び登録意匠の他者による実施は、権利者からの許諾を得なければならない。

他の権利、救済手段及び可能な行為に加えて、特許、実用新案及び意匠の権利者は、特許、実用新案及び意匠権を侵害した者に対し訴訟手続きを開始する権利を有する。

侵害とされる行為

カンボジア王国内で特許・実用新案・意匠権者以外の者が実施許諾なしに以下の行為をなすことは侵害行為である。

*当該製品または直接的に当該製法を用いた製品を生産し、輸入し、販売の申し出をし、販売または使用する。

*当該製品または直接的に当該製法を用いた製品を販売の申し出をし、販売または使用する目的で保有する。

*当該製法を使用する。

*当該意匠に係る物品の製作、販売または輸入。

権利の制限

①特許権の効力は以下の行為には及ばない。

*一時的または緊急的にカンボジアの空域、領域または水域に進入した他国の航空機、車両または船舶に使用されているもの。

*特許にかかるものを実験目的のみに使用すること。

*出願日または優先権主張日前に善意で、発明を使用しまたはその使用に対して有効かつ勤勉な準備をしていた人が行った行為。

②政府機関は以下の目的のため、権利者の了解無くして発明を実施することができる。

*公衆の利益、特に、国家安全、食品、健康あるいは国家経済に必要とされる他の重要な領域の発展のため。

*権利者または実施権の許諾による実施が、非競争的であると司法が判断した場合。

これらの実施は、承認された目的に限り、権利者に適切な対価が支払わなければならない。

権利の終了

保護期間中（特許は20年、実用新案登録は7年間）に維持年金が支払われなかった場合は、当該特許または実用新案登録は取下げ又は失効とされる。

意匠登録は、前述の保護期間の更新をしなかった場合に終了する。

取り消し

如何なる者も、次のことを証明すれば、該当する裁判所に特許、実用新案登録及び意匠登録の無効を請求することができる。

*登録要件が満たされていない。

*特許権者、実用新案権者または意匠権者が、発明者、創作者または権利の承継者でない場合。

無効になった場合、特許の付与日、実用新案または意匠の登録日に遡り無かったものとされる。

強制実施権

① 特許出願日から4年または特許付与日から3年の長い方の期間経過後、発明がカンボジア王国で実施または十分実施されていなかった場合、強制実施権が設定されうる。しかし、特許権者には適切な対価が支払われなければならない。

しかし、カンボジア国内で特許発明が実施されなかったか若しくは不十分な実施であったことを正当化する状況が証明された場合、強制実施権は設定されない。

強制実施権を与えられた者は、実施権設定時の条件に従いカンボジア国内で特許発明を実施する権利を有する。また、定められた期間内に特許発明の商業化を実行し、更に、特許発明を十分実施しなければならない。

② 後願の特許で請求された発明が、先願の特許で請求された発明の実施を含み、かつ経済的に極めて重要な技術的進歩を有している場合、先願特許の侵害を回避するため、必要な範囲内で強制実施権が設定されうる。

注記： 政府は2012年現在公衆衛生のための強制実施権法の制定を検討中である。保健省により法案の策定作業が進められている。

2. 商標

1) 根拠法

標章・商号及び不正競争行為に関する法。2002年2月7日に国王により公布され施行。

知的財産権局の手続きに関する商務大臣令。

法の制定目的

*カンボジア王国で正規に登録された標章・商号を保護すること。

*標章・商号の作成や使用に関する不正競争行為を防止すること。

*標章・商号及び不正競争行為に関する法の執行に関する閣僚会議令第46号(2006年7月12日施行)。本閣僚会議令の目的は、登録、拒絶、代理人、優先権主張、無効化、国境対策の法的手続きを決定すること。

2) 一般規定

定義

「標章」は、1つの企業又は個人の商品(商標)又はサービス(サービスマーク)を識別できる視覚的なサインである。

「団体商標」は出願届けで指定した視覚的なサインで、商品やサービスの出所や品質を識別できるものである。これは、団体商標の登録権者の管理下で、マークを冠した複数の企業が提供した商品又はサービスの共通的な特徴を表すものである。

「商号」は、企業を特徴づけ識別する名称及び・又は称号である。

注釈： 商標に関する規定はサービスマークに準用され、「商品」は「サービス」と置き換えられる。

商標の登録性

企業又は個人の商品と識別できる視覚的サインはすべて登録できる。

商標として登録できないもの

以下は商標として登録不可と見なされる。

*商品の出所、性質、特徴に関して、公衆に誤解を与えるような商標。

- * 商品のタイプや、品質、量などの特徴を示す商標。
- * 商品の形状や形態からできている商標。
- * 道徳や秩序、習慣や法に反する商標。
- * 所有者の許可なく登録された商標。
- * 他人の登録済みの商標と実質的に同一な商標。
- * 他の企業の商品と識別できないような商標。
- * 紋章、旗と同一又は一部を真似た商標、又は政府機関の名前や略称、イニシアルを使った商標、又は国家、政府の公印や認証を使った商標は、しかるべき政府機関からの許可がない限り不可。
- * カンボジア国内で既に著名な商標又はトレードネームと同一、又は紛らわしいか、翻訳した名前の商標を、他人又は他人が同一又は類似の商品に対して使った場合。
- * カンボジア国内で既に登録されかつ著名な商標又はトレードネームと同一、又は紛らわしいか、翻訳した名前の商標を、他社又は他人が、同一ではなく類似もしていない商品に対して使った場合でも、その商標の利用により、それらの商品と著名商標の所有者との関係が連想され、それが著名商標権者に被害を及ぼしかねない場合は不可。
- * 既登録又は先の出願日（優先日）をもつ他人の商標と同一で、同一又は類似の商品についての商標、またはそのような他人の商標と極めて類似し公衆に混乱を招きかねない商標。

保護システム

カンボジアは登録保護制度を採用している。商標に対する排他的な使用权は登録によって生じる。

世界的な著名商標は、カンボジアで登録されたものであるか否かにかかわらず、保護を受ける。さらに、登録されている商標が他人の著名商標と同一又は類似している場合、この登録商標の取り消しを商務省に求める事が出来る。

保護期間

商標の保護期間は出願日から10年間である。

商標登録簿から商標の登録を抹消されないために、登録から5年が経過した後1年以内に使用/不使用の宣誓供述書を登録官に提出することが望ましい。使用/不使用の宣誓供述書の提出には以下の書類が必要となる。

- * 商標権者による使用/不使用の宣誓供述書。宣誓供述書は認証される必要はない。
- * 商標登録証の原本。
- * 商標権者により署名され、公証人役場で認証された委任状。

商標登録の更新

商標登録は10年ごとに更新される。

登録により与えられる権利

登録商標権者は以下の権利を有する。

- * 商標の独占的使用権。
- * 商標権者は他人に権利を譲渡又は使用許諾することが出来る。
- * 商標権者以外の者が、登録商標を指定商品に使用する場合は契約によらねばならない。
- * 商標権者は、許可なく商標を使用した者又は権利を侵害した者に対し、法的手段に訴えることが出来る。

- * 指定商品と類似の商品に対し登録商標と類似のサイン（マーク）を使い、それが公衆に混乱を与えるような場合、商標権者の権利はこのようなサイン（マーク）に対しても及ぶ。

侵害とされる行為

- * 商標権者の許可なく登録商標を使用する行為。
- * 登録の如何に関わらず著名商標権者の同意なく、著名商標と同一又は類似のサイン（マーク）を使用すること。

権利の制限

規定なし

権利の失効

商標の登録は次の場合効力を失なう。

- * 登録された商標に対して無効を求める者が、その商標が登録段階で違法であったことを証明できた場合、登録商標は無効となる。
- * 商標の登録期間の終了。商標権者の排他的権利は、更新がない限り、登録期間終了時に消滅する。

強制実施権

規定なし

商標の取り消し

- ① 商務省は以下のような場合、登録商標の取り消しを命ずることができる。
 - * 指定された期限内に商標登録を更新しなかった場合。
 - * 商標権者が取り消しを求めた場合。
 - * 商標権者がカンボジア国内に事業拠点を持たなくなった場合。
 - * 登録商標の所有者が適法な所有者でないことが認められた場合。
 - * 登録商標が他人の所有する著名商標と同一又は類似していることが認められた場合。
 - * 登録商標権者又はその権利を承継した者が登録された本来の形状とは違う形で商標を使用し、他人の登録商標を侵害した場合。
 - * 登録商標の所有者又はその権利を承継した者が、他人が既に使用した著名なマーク/ラベルと同一又は類似したマーク又はラベルを自らの登録商標に追加して、公衆に混乱を与えた場合。
 - * 指定された期間内に使用又は不使用の宣誓供述書の提出を怠った場合、商標の登録は取り消される。しかし、取り消しの決定日から60日以内の申請により、取り消しとなった商標は再度登録可能である。
- ② 全ての登録商標は5年間使用されなかった場合取り消し請求の対象となる。利害関係者は、商標権者又は使用許諾を受けた者が5年間使用しなかったとの理由に基づき、商標の取り消し請求を提出することが出来る。
しかしながら、登録権者が商標の使用を妨げる特別な事情を証明し、不使用の意思も、取り消す意思もないことを証明できれば、商標は取り消しされない。

3. 地理的表示

1) 根拠法

地理的表示を含む商品マーク保護の登録手続きに関する商務大臣令が、2009年5月18日に施行された。

当該大臣令は、「標章・商号及び不正競争行為に関する法律」を公布する国王令（2002年2月7日付）に基づき、地理的表示の不正使用による信頼感の失墜を防

ぐために、カンボジア王国での地理的表示の登録及び保護に対する現実的な緊急の必要性に応じて、商務省により公布された（No. 105 MOC/ SM2009）。

本大臣令は、カンボジア王国における地理的表示の管理、登録、認識及び保護を目的とし公布された。

本大臣令は、地理的表示の管理、登録、認識及び保護の手続きを規定する。地理的表示商品の生産者、従事者及び消費者の知的財産権保護、並びに地方における雇用機会創出、地域社会開発、貧困解消及び観光客招致のための知識、伝統的ノウハウ及び国民性の保護及び強化を目的とする。

法案の現状

カンボジアには、地理的表示に関する法律はない。現在、商務省の管理の下、法案が作成が進められている。

2) 一般規定

定義

「地理的表示を含む商品マーク」とは、地理的原産地を呼ぶ又は示すために使用される名称、記号又は表示で、それにより当該商品が当該場所を原産地とし、その品質、評判又はその他特徴が基本的に当該原産地に由来していることを確認できるものを意味する。

「出願人」とは、地理的表示の登録に関心を持つ地理的表示団体、生産者団体、生産者組織又は従事者の自然人又は法人を意味する。

「従事者」とは、地理的表示商品の収集、加工、売買又は流通に従事する自然人又は法人を意味する。

「認証機関」とは、仕様書に合致する旨の証明書を発行する組織を意味する。

「仕様書」とは、出願人により作成された文書で、商品の地理的位置、生産条件及び地理的表示商品の認証プロセスを明記したものである。

地理的表示として登録可能なもの

① 地理的表示として保護の対象となるのは、当該商品が特定の場所を原産地とし、その品質、評判又はその他特徴が基本的に当該原産地に由来していることを確認できる名称、記号又は表示とする。

② 地理的表示として保護の対象となる商品は、カンボジア王国で生産又は加工された農作物、食品、手工芸品及びその他商品とする。

地理的表示として登録不可能なもの

地理的表示としての保護の対象とならない表示

*一般的な用語となっているもの

*農地又は動物種の名称にかかわるもの

保護システム

カンボジアは、保護の登録制度を導入している。カンボジア商務省知的財産権局への出願により、地理的表示の保護が取得できる。

出願は、英語又はクメール語で行う。登録に必要な書類は、原本がクメール語又は英語以外である場合、クメール語又は英語の翻訳の添付が必要である。

出願人

地理的表示保護の出願人は、地理的表示協会、生産者団体、生産者組織又は従事者である自然人又は法人とする。

保護期間

地理的表示登録における保護期間は、標章・商標及び不正競争行為に関する法により、出願日より10年と規定されている。

更新

同法により、「登録は、規定の更新料を支払うことにより、10年ごとの更新が可能である」と規定されている。

登録により付与される権利

地理的表示を使用する絶対的な権利が、仕様書に従い作業する生産者及び/又は従事者に付与される。

権利の制限

登録により付与された権利を他人に譲渡することはできない。

侵害行為

規定なし。

権利の制限

規定なし。

強制実施権

規定なし。

取消し

商務省は、以下の場合、有効期限満了前に地理的表示の登録を取り消す権利を有する。

- *仕様書に記載されている計画生産に関して措置を講じない場合。
- *様式又は登録手続きの変更により知的財産権局からの請求を受けたにもかかわらず、出願人が追加書類又はデータを提出しなかった場合。

特別措置

商務省は、必要な場合、出願内容の精査のために追加規定を定める権限を有する。知的財産権局は、商務省の認可を受けた認証機関の効率性を監督する。

生産者又は従事者が仕様書を順守していない場合、認証機関は以下の対策を講じ処罰を下す。

- *生産者又は従事者に対し意見する。
- *生産者又は従事者に対し警告する。
- *一区画の製品の認証剥奪
- *生産者又は従事者の地理的表示使用权の一時的取消
- *生産者又は従事者の地理的表示使用权の取消

4. 著作権**1) 根拠法**

著作権及び著作隣接権法。2003年3月施行。

著作権及び著作隣接権法の制定目的

- －文化的創造物の合法的な活用を確実にし、もって文化の発展に貢献すること。
- 本法は著作権及び著作隣接権の両方に保護範囲を拡大している。

2) 一般規定**定義**

「著作物」とは思想や感情が創造的な方法で表現された、文学、科学、芸術、音楽の分野における作品をいう。

「実演」とはダンス、音楽演奏、歌唱または他の方法で、芸術作品、伝統、習慣、文学、教育及び科学作品の伝達を舞台で行う行為をいう。

「口述」とは話す、読む及び詩の朗読によって口頭で表現することをいう。

「データベース」とは体系的に構成された情報、記事、数値及び図形の集合体で、コンピューターを介して利用するものをいう。

「視聴覚著作物」とは動きを感じさせる一連の画像で構成され、視聴可能な作品をいう。

「放送」とはラジオ、テレビ、ケーブルテレビ及び衛星を介して音、画像、文書及びメッセージを伝達することをいう。

「公衆への伝達」とは有線または無線による映像及び/または音、作品、実演の送信、または放送であり、送信場所から距離の離れた如何なる人も受信できる方法で伝達することをいう。

「レコード」とは実演の音、その他の音を固定したもので、映画または視聴覚の作品に関連して固定される音以外のものをいう。

「コンピュータープログラム」とは、コンピューター又は情報処理が可能な電子処理を介して、業務あるいは特定の結果を達成するため、機械で解読可能な方法で、言葉、コード、描写あるいは他の形を用い表現された一連の命令をいう。

「複製」とは著作物または音声記録を、あらゆる方法や形式にて、全体あるいは部分的に、一部または複数のコピーを作成し、著作物または音声記録を永久的または暫定的に保管するため電子記録として作成すること。

「著作隣接権」とは実演者、レコード製作者または放送組織の権利をいう。

この法律の下で保護を与えられる著作物は以下のとおりである。

- * 著作者の著作物。
- * 著作物の初版。
- * 製作者の視聴覚作品。
- * 建築物。
- * 実演。
- * レコード（音声記録物）。
- * 放送組織による放送。

4.1 著作権

保護対象

この法律で保護される著作物の主題は以下のとおりである。

- * 書籍、広告または他の文字媒体、芸術、科学及び教育にかかる書類。
- * 講義、講演、説教、口頭または記述による弁論及び他の作品。
- * ドラマ作品またはミュージカルドラマ。
- * 舞踊作品で近代的か伝統的または民芸作品を問わない。
- * サーカスの演技及びパントマイム。
- * 歌詞の有無にかかわらず、音楽作品。
- * 視聴覚作品。
- * 絵画、彫刻、コラージュ以外の彫刻物及び応用芸術。
- * 写真による作品、写真に類似した技術を駆使した作品。
- * 建築物。
- * 実演家の作品。

- *地図、計画、スケッチ或いは地理学、地形学または他の科学に基づく作品
- *コンピュータプログラム及びそのプログラムに関連する設計にかかる書類。
- *手作りコラージュ作品、手作り織物作品または他の衣類ファッションの製品。
- *著作物の翻訳、脚色、編曲、修飾或いはその他の改良品。
- *データベースの編集物で、機械解読の可否に拘わらず、オリジナル著作物のコンテンツを選択したり編集したと考えられるもの。

侵害とされる行為

手段を問わず、著作者の権利を侵害した作品の複製、実演、伝達は侵害とされる。

保護の制限

以下の作品はこの法律で保護されない。

- *憲法、法律、国王令、準国王令及び他の規則。
- *大臣令、決定、証明書または政府機関によって発行された指示回覧。
- *判決及び他の裁判所が発行する命令。
- *上記三項目に述べた内容の翻訳。
- *作品に表現され、記述され、説明され、描写され、或いは具体化されたアイデア、形式、作動方法、概念、原理、発見または単なるデータ。

著作者の権利

著作者の権利は、反する証拠がない場合には著作物に掲載された一人または複数の自然人に属す。

視聴覚著作物の知的創造を成した一人または複数の自然人は、その視聴覚作品の著作者または共同著作者とみなされる。次の者は、反する証拠がない限り、視聴覚作品の共同著作者とみなされる。

- *監督。
- *シナリオ作家。
- *脚色作家。
- *話本の作家。
- *歌詞の有無に拘わらず、特にその作品のために創作した音楽作品の作者。
- *アニメ作品のグラフィックアートの作家。

著作者は作品の著作者人格権および経済的権利の第一所有者である。

雇用契約の下、雇用者である自然人または法人の利益のために著者によって創造された作品及びその利用については、上記契約に反する条項が特定されない限り、作品の経済的権利は雇用者に譲渡されたとみなされる。

一人または複数の従業員が業務の範囲内または雇用者の指示に従って創造したコンピュータプログラム及びその関連文書にかかる経済的権利は、反する規定が契約にない限り、雇用者の財産となり、雇用者のみが権利を行使できる。

保護制度

すべての著作物は自動的に保護される。

保護期間

経済的権利の保護は著作物の創作日に始まる。保護期間は著作者の生存中及び死後50年間である。

著作権によって得られる権利

著作物の著作者はその創作という事実によって著作物に対して排他的な権利を有する。

著作者は複製、公衆への伝達及び二次的著作物の創作にかかる許可を通じ、著作物を利用する経済的権利を排他的に有する。著作者は自身によるか他人に許諾することにより以下の行為を行う独占的権利を有する。

- * 著作物の外国語への翻訳。
- * 著作物の応用、単純化、事業化、修正。
- * 視聴覚著作物の原本またはコピー、レコード、コンピュータープログラム、データベースまたは楽譜になった音楽著作物、これらの貸与及び公衆への貸出し。
- * 著作物の販売、販売段階に至っていない著作物の原本またはコピーの貸与、或いは著作権者が承認した著作権の譲渡。
- * 著作物の複製品を王国へ輸入すること。
- * 著作物の複製。
- * 著作物の公演。
- * 著作物の一般公開。
- * 著作物の放送。
- * 著作権料が著作者者に支払われた作品の公衆への伝達。

著作権保護の制限

- ① 個人利用のため自然人による著作物の複製の輸入は、著作者または著作権者の承認なしに行うことが出来る。
- ② 出版された著作物の一回の私的複製は、自然人が完全に私的利用目的で行うのであれば、許可を得なくてもできる。
- ③ 著作者は以下の行為を禁止できない。
 - * 家族や友人など身近の人々に専ら行った無料で私的な再演。
 - * 保存または研究目的で著作物のコピーを図書館に保管する行為。
 - * 経済的利益を得ない教育目的の著作物の使用。
 - * クメール語から少数民族言語またはその逆の言語に著作物を翻訳すること。
 - * 著作者名及び著作物名が明確に表示されている場合、著作者は次の行為の禁止が出来ない。
 - ・ 著作物の批評的、論争的、教育的、科学的及び情報的特徴によって正当化される分析及び短い引用。
 - ・ 新聞評論の放送。
 - ・ 新聞発表またはテレビ放送を介して公衆に向けられた演説の全体または一部分の伝達。
 - ・ 著作物原本に基づく漫画風及び風刺画への応用。
 - ・ 聴衆がアクセス可能な公衆の場所に置かれたグラフィックまたはプラスチック著作物の複製、但し複製が更なる複製の主要部分とされない場合。
- ④ 著作物が、実在した人物または家族の実人生に関するもので、著作物を映画、ビデオ、語り劇や小説を介して開示する場合、著作者はその本人または家族の相続人から承認を得なければならない。

4.2 著作隣接権

実演家の権利

実演家は次の行為を認めるもしくは実行する独占的権利を有する。

- ・実演を放送すること及び公衆への伝達。
- ・未だ固定していない実演の音をレコードに固定すること。
- ・実演の音を固定したレコードを複製すること。
- ・著作権の販売または譲渡により、これまで実演家の許可に基づく流通の対象になっていない実演のレコード原盤を流通させること。
- ・実演のレコード原盤又はその複製を一般に賃貸すること。
- ・実演家は自身の評判に傷がつくような実演の変形、不具合化または他の変更を拒否する権利を有する。

実演家の権利の制限

場面、作品または視聴覚文献の主題を構成するイベントに必要な場合は、実演家は実演の記録の複製及び公衆への伝達を禁止することができない。

レコード製作者の権利

レコードを製作し、複製し又は公衆へ伝達する排他的な権利。すべての複製、販売、交換、貸し出し又は公衆への伝達は、レコードの製作者の許可が必要である。

これまで製作者自身が頒布を承認していなかったレコードの原盤または複製を、販売などの所有権移転によって公衆に頒布する排他的な権利。

公衆への伝達を目的として自らのレコードの複製を輸入する権利。

ビデオ製作者の権利

ビデオレコーディングを複製する権利。公衆への伝達、販売、交換及び貸与の目的でビデオレコーディングを複製する場合は、ビデオ製作者の許可が必要である。

ビデオレコーディングにかかるビデオ製作者の権利は、ビデオレコーディングで記録された作品の著作者及び実演家の権利から分離することは出来ない。

放送事業者の権利

ラジオ放送局、テレビ局またはケーブルテレビ局は次の行為を許可するまたは実行する排他的な権利を有する。

- ・放送の固定。
- ・放送の公衆への伝達。
- ・放送の再放送。
- ・放送の再生。
- ・放送の複製の頒布もしくは最初の貸与。

放送事業者に属するすべてのプログラムの販売、交換、放送または公衆へ伝達を目的とした複製は、その事業者の許可を得なければならない。

正当な対価

商業目的のために発表されたレコードまたはそのレコードの複製が、直接、放送若しくは公衆への他の伝達に使用されるか公に実演されるために使用される場合、実演家及びレコード製作者のために、著作権料の徴収を管理する組織に一回限りの

正当な報酬が支払われなければならない。著作権料の徴収を管理する組織はこの著作権料を管理する義務を有する法人である。

権利の制限

次の行為は権利者の承諾を得ずにまた対価を支払わずに行うことができる。

- ・ ニュース報道で、短い断片部分が実演或いはレコードまたは放送から抜粋された場合。
- ・ 科学的研究目的の複製。
- ・ 教育目的の一環としての複製。ただし、元々教育目的用に製作された実演またはレコードを除く。
- ・ 実演、レコードまたは放送の伝達から抜粋された短い引用で、そのような引用が適切な実施であり、適正な情報目的であると判断された場合。
- ・ 本法に基づき著作権保護の例外を構成するすべての他の使用。

保護期間

実演家の権利の保護期間は、実演がレコードにて記録された年、または記録が無い場合は実演が行われた年の末日から、暦年で50年間である。

レコード製作者の権利保護期間は、レコードが発行された年から、または発行されない場合はレコードが固定された年の末日から50年間である。

放送事業者の放送プログラムの保護期間は、プログラムが放送された時点から暦年で50年の末日までである。

5. 不正競争防止

1) 根拠法

標章・商号及び不正競争行為に関する法。2002年2月7日に国王により公布。
法の制定目的

- *カンボジア王国で正規に登録された標章・商号を保護すること。
- *標章・商号の作成や使用に関する不正競争行為を防止すること。

2) 一般規定

定義

「標章」は、1つの企業又は個人の商品（商標）又はサービス（サービスマーク）を識別できる可視的なサインである。（詳細は前述の商標法を参照されたし。）

「商号」は、企業を特徴づけ識別する名称及び・又は称号である。

「不正競争」と見なされるのは、工業的、商業的及びサービスに関する誠実な行為に反する競争行為である。

商取引競争委員会

規定なし

委員会の権限及び主の役割

規定なし

登録によって得られる権利

規定なし

禁止行為

次の行為は不正競争行為を構成すると見なされる。

- *競合企業の主体、商品及び工業、商業またはサービス活動に対して、混同を起すような、工業上、商業上及びサービスの誠実な実行に反するすべての行為。
- *競合企業の主体、商品または工業的、商業的またはサービス上の活動の信用を無くす取引過程での不正な申し立て。
- *商品の性質、製造プロセス、特徴、使用目的の適正さ及び数量に関して、取引の過程で公衆に誤解を招くような表示または主張。

6. 営業機密

1) 根拠法

なし。

注記；現在、商務省で営業秘密法の法案の策定作業が進められている。

2) 一般規定

定義

情報なし。

保護期間

情報なし。

登録によって得られる権利

情報なし。

権利の制限

情報なし。

7. 集積回路の回路配置

1) 根拠法

法整備の動きはあるが、具体的な情報なし。

2) 一般規定

定義

情報なし。

保護期間

情報なし。

登録によって得られる権利

情報なし。

権利の除外

情報なし。

8. 植物品種

1) 根拠法

種子管理と植物育成者に関する法 (Royal Kram NS/RKM/0508/015) (2008年4月8日施行)

2) 一般規定

本法は種子の品種改良、公表、生産、処理、登録、流通、輸出入と植物新品種保護を管理し、監視することを目的とする。

本法は他の関連法で規定された管理を除き、在来種及び新品種を含む種子の全種に適用される。

定義

「品種」は、同種の種子から生育する植物とは異なる特徴を有するあらゆる種類の又は他の類似の種類の子を意味し、それらの特徴は他の植物の種子又は品種改良のために保存できるものである。

「在来種」は一般的に使用され用いられている種子で、誰の所有にも属さない。

「植物新品種保護証」は工業・鉱山・エネルギー省から発行された育成者の新品種の所有権を証明する証書である。

保護期間

小植物(花等)の保護期間は20年間。大型植物の保護期間は25年

登録によって得られる権利

新品種の登録権者は種子を利用する権利を有し、さらにこれら権利を他人に売却または移転することもできる。権利の売却または移転は双方が署名した文書により、工業・鉱山・エネルギー省で記録され、農業・林業・漁業省に通知される。

登録権者は条件と制限をつけて他人に種子の利用を許可することができる。

新品種の登録権者は以下の場合、裁判所に対し補償請求を起こすことができる。

* 民事訴訟で種子育成者の権利に対する侵害行為の差止命令を求める場合。

* 種子育成者の権利を侵害して生産された種子の没収、破棄を求める場合。

権利の除外

植物新品種の保護は以下の場合、制限される。

* 試験的な利用

* 営業目的でない私的利用の場合

工業・鉱山・エネルギー省は農業・林業・漁業省と共同し、植物新品種の所有者の権利を制限し、農業者が自家用に植物新品種を栽培し、将来の繁殖のために利用することを認めることを定めることができる。

実施権/強制実施権

植物新品種の出願人又は登録権者は全てのまたは特定の権利の使用を許諾することができる。

何人も、カンボジア王国の公益のため必須の理由がある場合、工業・鉱山・エネルギー省及び農業・林業・漁業省に対し、植物新品種の強制実施権を申請することができる。強制実施権が付与される場合は権利者に対し適切な補償が支払われねばならない。

権利の消滅

植物新品種の権利者が工業・鉱山・エネルギー省の登録官宛に文書で権利の放棄を申し出た場合、権利の満了日以前に権利は終了する。

登録官は保護を与える条件が満たされない場合、植物新品種の権利者に対し権利の無効を宣言する。

9. 伝統的な知識・民間の伝承・遺伝子

カンボジアは伝統的な知識、民間の伝承や遺伝子を保護する特別な法律がない。

しかし、2003年に施行された著作権及び著作隣接権に関する法律が、「著作物」の保護範囲に「民間の伝承」を含めている。

10. エンフォースメントに関する他の法律

- *製品とサービスの品質と安全性の管理に関する法（国境及び市場のエンフォースメント）
- *医薬品の管理に関する法（国境及び市場のエンフォースメント）

第2章 手続きに関する説明

1. 特許及び実用新案の出願/登録手続き

出願人

特許を受ける権利は発明者に属する。しかし、雇用契約に基づく発明は、反する条項が契約にない限り、特許を受ける権利は雇用者に属する。

出願人の通常の居所または事業の本拠地がカンボジア国外にある場合、出願人はカンボジアに居所があり業務を行う代理人を任命しなければならない。

出願

先願主義を採用している。結果として、二人またはそれ以上の者が別個に同じ発明を完成させた場合、最も早い出願日（または優先権主張がされている場合は最も早い有効な優先日）を得た者が、その出願が取下げ、無効又は拒絶されない限り、特許を受ける権利を有する。

特許と実用新案の出願は特許願書、明細書、請求項、必要な場合は図面、要約書とともに工業財産局に提出する。

出願書と出願に含まれる書類又は工業財産局に提出される書類はクメール語を用いる。英語の出願書と関連書類の出願は認められるが、出願日から6ヶ月以内にクメール語訳を提出しなければならない。

先行技術として扱わない開示

展示会等でした発明の開示を先行技術としないことを希望する出願人は、出願の際にそれを明示し、出願時又は出願から1ヶ月以内に、どの展示会で開示されたかの全詳細を文書で提出しなければならない。出願人は同時に、展示の詳細と発明が実際にそこで開示されたという内容の正式な証明書を、展示会の主催当局より取得し、提出しなければならない。

発明の一般への開示は、出願日又は優先日前12ヶ月以内に行われ、出願人自身によってなされた行為又は第三者の不当な行為の結果による場合、開示とは見なされない。

必要書類等

- * 委任状（出願が代理人による場合）。公証人の認証必要。
- * 出願人の名前とデータ、発明者、発明の名称及び代理人（存在する場合）を含み、特許が付与されることの嘆願を含む願書。
- * 出願人が発明者でない特許に対し、出願人の権利を正当化する書面。
- * 発明を実施するために、発明者が知り得る最良の方法を述べた、十分に明解かつ完全な方法で発明を開示する書面。
- * 保護を求める事項を定義する明確かつ正確な（1またはそれ以上の）請求項。請求範囲は、1またはそれ以上の図面、請求項を解釈するための技術情報を伝える要約書により、十分に開示される。

代理人の指名

代理人の指名には出願人の署名が公証された委任状が必要である。出願人が複数の場合はそれぞれの委任状が必要である。代理人の住所は委任者の連絡先住所とされる。

公証された委任状は出願書に添付するか、遅くとも出願から2ヶ月以内に提出しなければならない。

優先権に関し外国での最初の出願情報を提供する期限

優先権主張の申請日から6ヶ月以内に必要な情報が提供されねばならない。出願人に正当な理由がある場合、登録官はこの期限を延長することがある。

出願人が、登録官の要求する書類がまだ入手できないと回答する場合、登録官は書類が提出されるまで審査手続きを保留することがある。

優先権主張

優先権はパリ条約に従い主張可能である。即ち、優先権を主張する場合、最初の出願日または基礎出願日から特許または実用新案出願は12ヶ月以内、意匠出願は6カ月以内に出願しなければならない。

出願に優先権主張が含まれている場合、出願人は最初の出願がなされた国の特許庁から認証された最初の出願の写しを提出しなければならない。提出の期限は登録官からの請求のあった日から3ヶ月以内である。

認証済み写しが既に他の出願用に提出されている場合は、出願の際、他の出願について言及することで対応できる。

優先権主張書は出願時に提出し以下の事項を含む。

- *最初の出願の出願日
- *最初の出願の出願番号（出願時に不明な場合は優先日から16ヶ月以内に提出する）
- *最初の出願の国際特許分類の記号（出願時にまだ特許分類記号が与えられていない場合は、その旨を申し出て、後日付与された時点で速やかに届け出る）
- *最初の出願の国名
- *最初の出願がされた特許庁名

出願人は、特許又は実用新案の付与以前のどの段階でも優先権主張書の内容の補正ができる。

最初の出願がクメール語以外の言語で提出されている場合、出願人は最初の出願のクメール語への翻訳を命令のあった日から6ヶ月以内に提出しなければならない。

流れと手続き

①出願

登録官はカンボジアで出願された出願の請求範囲と同一または基本的に同一の発明に関連して外国で出願された特許に対するデータを提供するように出願人に要求することができる。対応する外国出願に関する書類及び情報は以下の通りである。

- *外国出願に対して実施された調査または審査に関連して出願人が受領した通知の写し。
- *外国の出願に付与された特許証の写し。
- *外国出願への特許付与を拒絶した最終決定の写し。
- *外国出願に対し付与された特許を無効とする最終決定の写し。
- *外国出願の出願日と出願番号

②方式審査

登録官はその出願が必要事項及び規則に従っているかの審査をする。補正命令は文書で通知され、補正を要する部分を特定している。通知日より2ヶ月以内に補正が提出されねばならない。

③審査

カンボジアはWIPOの調査と審査に依拠している。出願人が既に海外で出願している場合は他国の調査報告書を、審査官の参考のため提出することができる。調査と審査の目的のため、出願時にクメール語又は英語で記載された特許願書と他の書類は、英語以外の言語は英語に翻訳され、登録官に提出されねばならない。

特許出願の実体審査について法律条文上請求手続きの規定はないが、実運用においては請求する旨の出願人の意思表示が求められる場合がある。

出願人は発明の新規性、進歩性、実用性を証明しなければならない。不特許要件については欧州特許条約(EPC)がカバーする技術分野に従い判断される。

登録官は自身が要請した調査機関等が行った調査及び審査報告書を検討する。これらの調査及び審査報告書の検討の結果、登録官が要件を満たしていると判断した場合、特許及び実用新案の権利を付与する。

登録官は出願人に、特許及び実用新案を付与する又は拒絶するという決定を、その決定の根拠となった調査及び審査報告書を添付し文書で通知する。特許付与の決定であった場合、登録官は出願人に通知日より3ヶ月以内に特許料を納付するよう求める。拒絶査定の場合、出願人は拒絶査定日から3ヶ月以内に、該当する裁判所にその拒絶に対して不服を請求することができる。

④登録

指定された期限内に特許及び実用新案の登録料が支払われることで、登録官は特許及び実用新案の証書を発行する手続きを進める。登録官は特許と実用新案付与の順に従いそれぞれに公報番号を与える。

特許と実用新案は登録官が権利の付与を公開した日に付与したものと見なされる。権利付与の公報には特許及び実用新案番号、権利者の住所氏名、出願日、付与日、発明の名称、要約等が含まれる。

コンピューター・ソフトウェアに関する発明

コンピューター・ソフトウェア発明は製品又は製法自体か、それらに関するもので以下を含む。

*製法についての発明は、全体又は部分的にコンピューターにより実行され、指示されるものである。

*製品についての発明で、コンピューターを利用した発明からなるものは、以下を含む。

- ・フロッピーディスク、コンピューターハードウェア又はコンピューターメモリーなどの有形の媒体に蓄積された、機械判読可能なコンピュータープログラム。

- ・一般目的のコンピューターで、先行技術に対する新規な特徴が主として特定のコンピュータープログラムとの組み合わせにあるもの。

コンピュータープログラムとコンピューター関連発明の特許出願人は、TRIPS 協定による著作権保護を、仮に取得できるとしても、放棄したものと見なされる。

医薬品に関する発明

医薬品の特許を求める発明は工業財産局に出願する。

補正

出願人は、当初出願時に開示された主題への追加でない限り、出願を補正することができる。

譲渡

特許権は譲渡もしくは承継によって移転することができる。

特許、実用新案登録の権利またはその出願の権利者の変更は、書面にて行い、登録官により記録されなければならない。

実施権

特許権、実用新案登録またはそれらの出願に対する実施許諾契約は、登録官に届けなければならない。

2. 意匠の登録/出願手続き

必要書類等

- *委任状（出願が代理人による場合）。公証人の認証必要。
- *出願書。
- *図面。
- *意匠にかかる物品の写真または見本及び意匠が使用される物品の区分。
- *意匠が二次元の場合、意匠にかかる物品の見本。
- *出願人が創作者でない場合、意匠を登録する出願人の権利を正当化する陳述書。

優先権主張

優先権はパリ条約に従い主張可能である。即ち、優先権を主張する場合、最初の出願日から6カ月以内に出願しなければならない。

流れと手続き

意匠に関しては、出願が必要事項及び規則に従っていると判明した場合、登録官は意匠を登録し、その登録に関する情報を公開し、登録証書の発行手続きを進めなければならない。

出願が必要事項を満たしていない場合、登録官はその出願を拒絶しなければならない。出願人は拒絶査定日から3カ月以内に、該当する裁判所にその拒絶に対して不服を請求することができる。

譲渡と実施権

意匠権の権利者の変更と実施許諾については、特許と同様に、書面にて行い、登録官に届け出なければならない。

3. 商標の登録/出願手続き

商標調査

商標調査は強制ではない。しかし、類似に基づく拒絶、侵害や異議申し立てへの懸念を回避するため、調査することが望ましい。

出願人

カンボジア国外に住所やビジネスの中心を置く出願人は、カンボジア国内に住所を持ち、実務を行う代理人を指名しなければならない。

出願

1つの出願で、国際分類の1又は2以上の区分の商品又はサービスに対する商標としての登録が可能である。

商標の出願書類、出願人の住所変更届、使用/不使用の宣誓供述書は商務省知的財産権局に提出する。

必要書類等

商標登録の出願には以下のものが必要となる。

* 出願人により署名され、公証人認証された委任状。

出願の代理人を指定する委任状は出願書類に添付されるか、出願日より2ヶ月以内に登録官に提出されねばならない。

* 出願人の氏名住所。

* 文字でない商標の場合は、15個の商標見本。サイズは5X5センチ以上、8X8センチ以下。

* 指定商品の詳細。（カンボジアはニース条約の商品と役務の国際分類を採用している）

* 最初の/基本出願の認証謄本と英語以外の場合は英語の翻訳（条約上の優先権が主張された場合）

出願はクメール語又は英語で行う。出願に必要な又は登録官に提出する全ての書類で、クメール語又は英語以外の言語のものは、クメール語又は英語の翻訳をつけねばならない。

商標が既に外国で登録され使用されていた場合、出願の際に、最初に使用された日、登録番号、最初の登録国、「使用意思」宣誓書を提出しなければならない。

商標登録の流れと手続き

- ① 商標の出願を受理した後、知的財産権局は方式審査と実体審査を行う。実体審査は既に登録済みの商標で、現在出願されているものと類似又は同様のものがないかを調べるための重要な審査で、もしあれば、出願中の商標は登録されない。
- ② 審査の結果、登録官が出願が要件を満たさないと判断した場合は、登録官は出願人に文書で通知し、出願人に出願の補正を求める。出願人は通知を受領した日から45日以内に、登録官に文書で回答する。出願人が命令に従わない場合、出願人は出願を放棄したと見なされる。
- ③ 出願人からの補正を審査した後、登録官が出願を拒絶した場合、登録官は文書で出願人に拒絶査定を通知する。出願人は登録官の拒絶査定に対し、商務省控訴委員会又は管轄の裁判所に査定日から3ヶ月以内に控訴できる。
- ④ 利害関係者は控訴委員会の決定に対し、決定日から3ヶ月以内に管轄の裁判所に上告できる。
- ⑤ 出願中の商標が要件を満たしている場合、登録官は登録証を発行し登録される。カンボジアで商標登録を受ける場合、通常4~6ヶ月を要する。
- ⑥ 商標が登録されると商務省の公報に掲載され、90日間の異議申し立て期間をおく。この期間内にだれでも異議を申し立てることが出来る。異議申し立てがなされた場合、出願人は異議申し立ての通知の受領日から90日以内に、登録性の根拠を陳述した答弁書提出の機会が与えられる。答弁書の提出がない場合、出願は放棄されたものと見なされる。

- ⑦ 登録を維持するためには、商標権者は、商標登録後5年満了後の翌年の1年間に商標使用又は不使用の宣誓書を提出することが義務付けられる。商標が更新された後、商標権者は商標登録更新後5年満了後の翌年の1年間に商標使用又は不使用の宣誓書を提出することが義務付けられる。宣誓書の提出がない場合、登録商標は抹消される。

優先権主張

パリ条約に及びWTO加盟国での出願は優先権を主張できる。優先権を主張する場合、最初の出願日から6ヶ月以内にカンボジアで商標又はサービスマークの出願をしなければならない。

優先権を主張する場合、出願から3ヶ月以内に、最初の出願をした特許局が正式に認証した最初の出願の写しを提出しなければならない。

商標権者の変更と譲渡

商標又は団体商標の権利者の変更は書面により知的財産権局に提出する。団体マークの権利者の変更は事前に商務大臣の承認が必要である。

商標権譲渡の届出の際、以下の書類が必要である。

- * 公証人認証された譲渡を受ける者の委任状。
- * 譲渡契約書の原本又は署名入りの写し。
- * 商標登録証明書の原本

商標権の更新

商標権の更新は期限満了の前、6ヶ月以内に、次の書類を提出して申請する。

- * 公証人認証された商標権者の委任状。
- * 使用/不使用宣誓書がつけられた商標登録証の写し
- * 登録商標の見本15個

使用許諾

商標の使用許諾は書面で、知的財産権局に登録されねばならない。商標の使用許諾の届出の際、以下の書類が必要となる。

- ・ 公証人認証された使用許諾を受ける者の委任状。
- ・ 使用許諾契約書の原本又は署名入りの写し。
- ・ 商標登録証明書の写し。

商標の使用許諾を与える者はその使用の許諾を受けた者の製品に関し、効果的な品質管理を行わねばならない。もし、使用許諾契約で品質管理の条項を設けていない場合、又は品質管理が効果的に実行されない場合、使用許諾契約は無効となる。

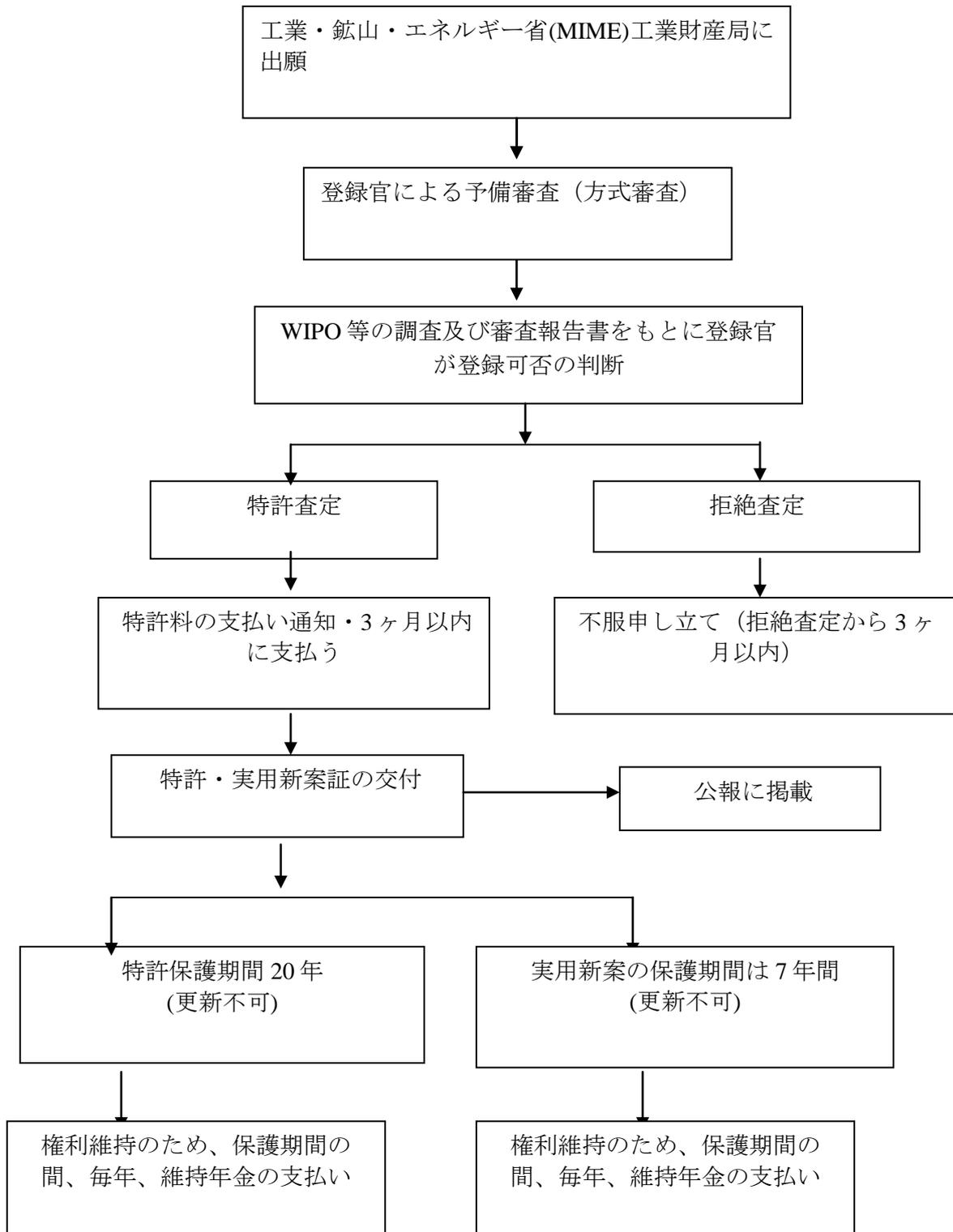
団体商標

商標登録に関する規定と手続きは団体商標に下記の条件の下で適用される。

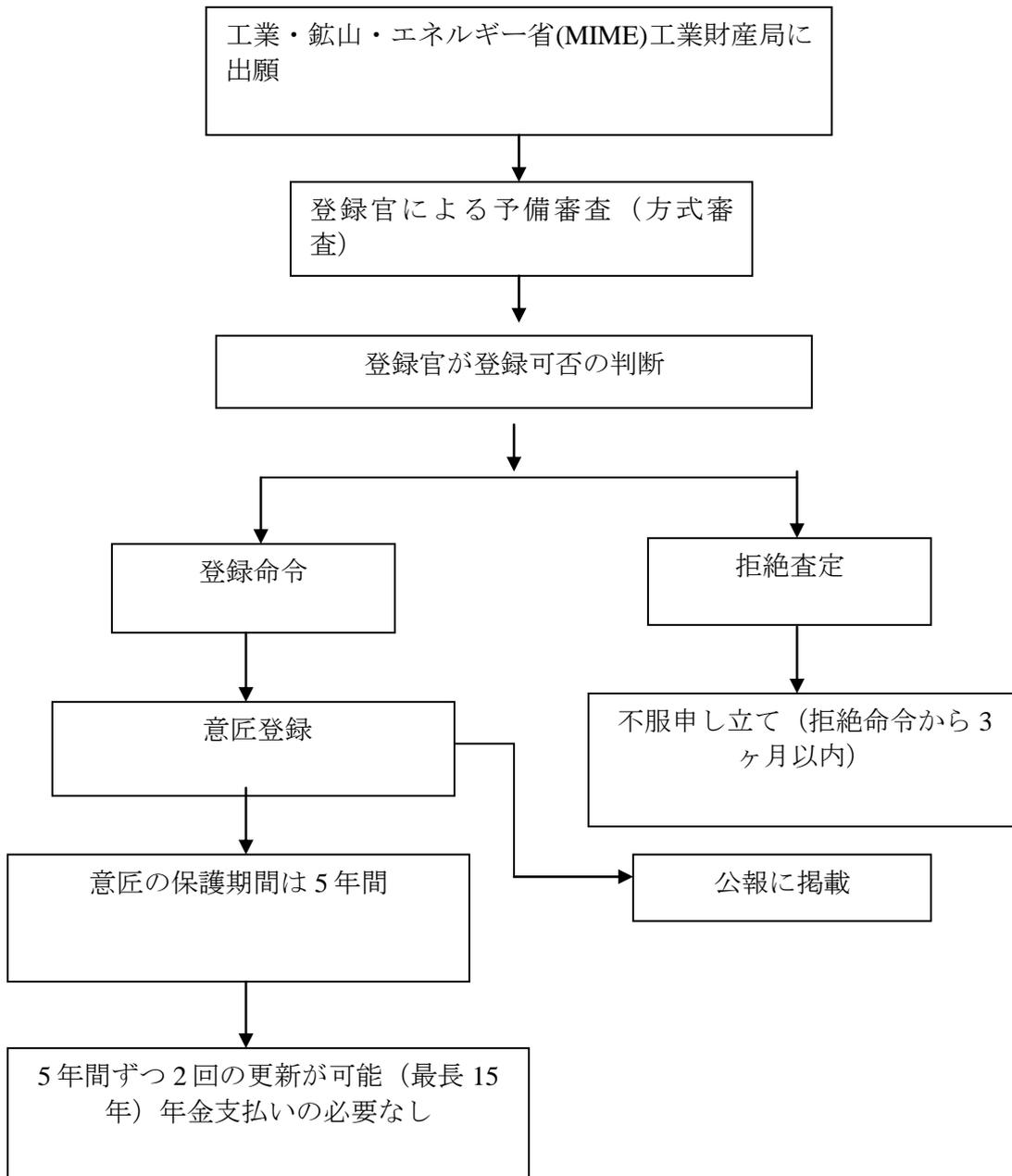
- ・ 出願には、団体商標の使用に関する規則の写しに出願人が署名したものを提出しなければならない。
- ・ 団体商標の使用に関する規則では、団体商標が明示する商品又はサービスの一般的な特徴又は品質、及び団体商標を使用する者が従うべき条件を定義する。その規則は、規則の規定に従った団体商標の使用に関する効果的な管理の実行を提供するものであり、規則に反したいかなる使用に対しても適切な処罰を規定するものである。

使用を定めた規則に従って他の正当な者も使用しうる場合、団体商標の登録権者本人も商標を使用できる。このような者による使用は登録権者による使用と見なされる。

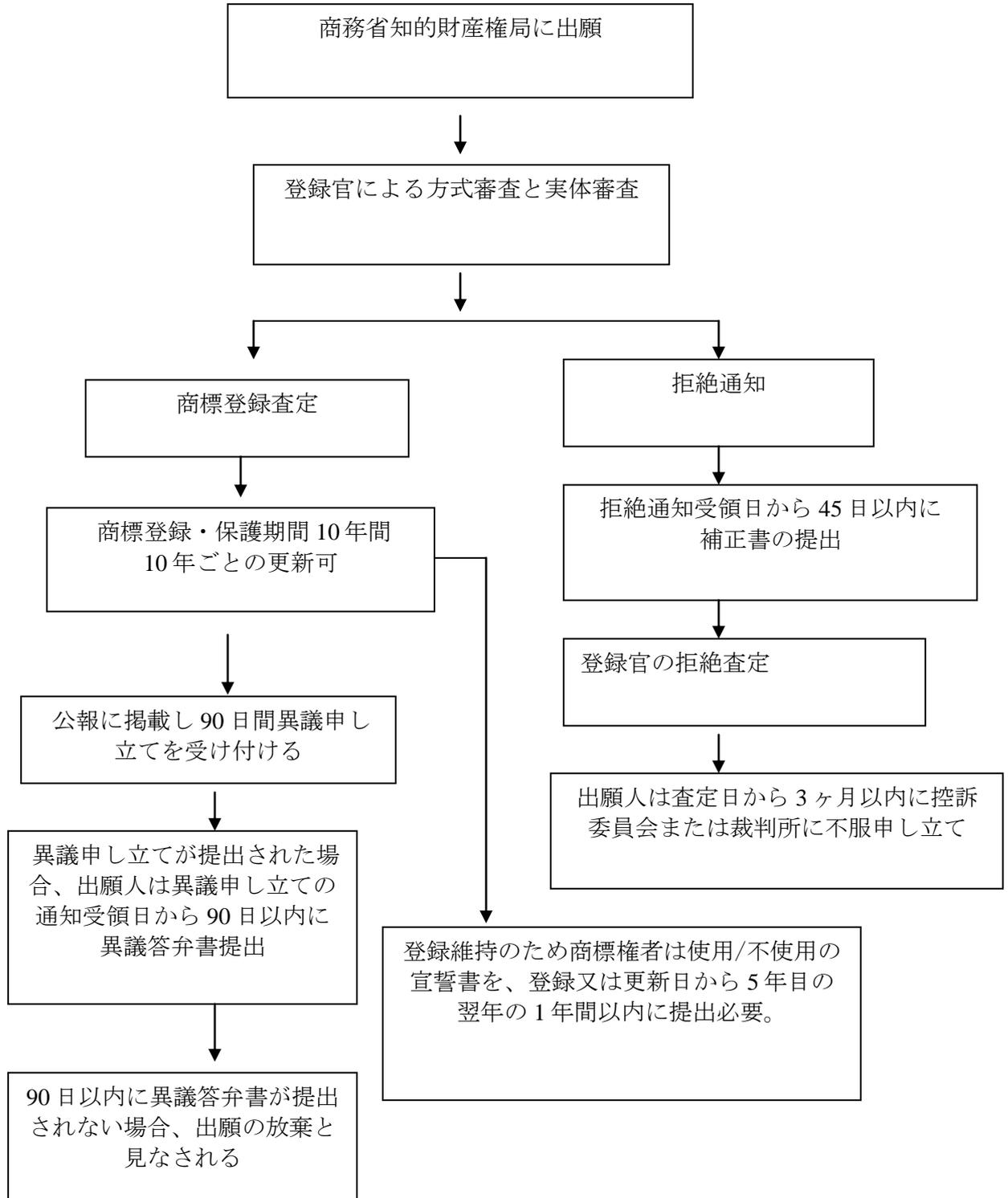
4. 特許と実用新案出願のフローチャート



5. 意匠出願のフローチャート



6. 商標出願のフローチャート



第3章 権利行使の手続き

1. 刑事上の権利行使

警察当局 / 検察官

刑事的な権利行使は、市・県レベルで各地の市場に配置された経済警察を通じて進められる。

経済警察は商業事件及び知財事件を扱う当局であり、CAMCONTROL(カンボジア輸出入査察及び不正取締局)と協力し、知財権の行使支援または行使を行う機関である。

著作権侵害取締委員会は、映画、ビデオ、DVDの著作権及び著作隣接権の侵害を防ぐために設置された特別な機関である。

管轄裁判所 (以下の3審制)

市県レベルの裁判所 (市裁判所 3、県裁判所 21)

第1審。権利者からの告訴を受け知財権利行使に関し迅速な判断を下す。

控訴裁判所

最高裁判所

罰則

特許、意匠、商標、著作権侵害に対する刑事罰は罰金と懲役である。

再犯者に対しての最高刑は罰金及び懲役とも量刑が2倍となる。

2. 民事上の権利行使

民事上の権利行使においては(1) 商務省の知的財産権局の権利行使担当課、及び(2) 工業・鉱山・エネルギー省の工業財産局の権利行使担当ユニットを利用できる。

商務省の権利行使担当課は商標法の執行機関として、商標に関わる紛争解決の仲裁者として、以下の任務を果たす。

* 裁判でIPの考え方やIP法解釈を要する複雑な事件の場合、裁判官の要請に応じ、技術的な助言を与える行為。

* 著名商標に対する侵害や他の明確な不正競争行為等、侵害の明確な証拠がある場合の事件で、通常行われる職務上の行為。

* 告訴を受けた行為で、通常、双方から提供された証拠に基づき双方を交渉の場につかせる行為。

管轄裁判所 (以下の3審制)

市県レベルの裁判所 (市裁判所 3、県裁判所 21)

第1審。権利者からの告訴を受け知財権利行使に関し迅速な判断を下す。

控訴裁判所/最高裁判所

商務省の決定に対し、利害関係者は3ヶ月以内に控訴することができる。

知財事件の第1審の判決に対し、原告被告は控訴できる。

特許、実用新案、意匠

特許・実用新案・意匠権者は侵害行為を行った者に対し民事訴訟を起こすことができる。また、裁判所に対し、侵害予防のための差止請求、損害賠償請求、一般法で定める他の救済を求めることができる。

商標

商標権者は侵害行為を行った者に対し民事訴訟を起こすことができる。また、裁判所に対し、侵害又は不法行為予防のための差止請求、損害賠償請求、一般法で定める他の救済を求めることができる。

権利者に修復しがたいほどの被害が予想され、その証拠や明らかな危険がある場合、裁判所は緊急的な措置を講ずる場合もある。

著作権

著作権及び著作隣接権の侵害を受けている者、また侵害を受ける恐れのある者は、裁判所に対し、1) 緊急性のある場合は侵害の禁止、2) さらに継続する場合は侵害の中止を、求める権利がある。

さらに、被告側に対する損害賠償請求、名誉回復等の措置請求、侵害品等の返還、不当利得返還請求が可能である。

3. 税関での取締り

税関当局は、侵害品や海賊版商品の輸出入及び国境通過を阻止するため、国境での知的財産権の取締の任務を負っている。

CAMCONTROL(カンボジア輸出入査察及び不正取締局)は税関、経済警察と協力し、国境での知的財産権取締の任務を負っている。

税関の取締は通常、権利者からの要請によるか、相当の証拠又は一般からの強力な情報に基づき職権行為として開始される。

登録商標権者又は使用許諾を受けた者は、侵害が疑われる商品の通関を阻止するため、税関局又はCAMCONTROL に対し、申し立てをすることができる。

通関の差止請求の届出は、商標権侵害と目される商品の十分な情報と商標権者である証拠、さらに疑いが正当化されない場合のための補償金の提出とともに行う。

届出はその事実を知った日から 60 日間可能である。侵害品貨物の差し止めと捜査がさらに必要な場合、この期限終了の前後に届出の再提出が可能である。

第4章 知的財産に関する統計

1. 特許の出願/登録件数

年	出願件数	登録件数
2006	N/A	N/A
2007	13	0
2008	38	0
2009	29	0
2010	24	0
2011	42	0
2012	N/A	N/A

注記 実用新案に関する情報なし。

2. 意匠の出願/登録件数

年	出願件数	登録件数
2006	3	0
2007	23	0
2008	34	41
2009	31	24
2010	40	34
2011	43	35
2012	N/A	N/A

3. 商標の出願/登録件数

年	出願件数	登録件数
1991	142	105
1992	2,323	2,260
1993	1,521	1,525
1994	1,377	1,418
1995	1,301	1,269
1996	1,740	1,712
1997	1,604	1,526
1998	1,609	1,128
1999	1,482	1,222
2000	2,053	1,590
2001	1,523	1,695
2002	1,569	1,300
2003	1,763	1,714
2004	1,577	1,550
2005	1,581	1,512
2006	1,611	1,553
2007	2,758	1,378
2008	3,099	2,311
2009	3,077	3,116
2010	3,969	3,036
2011	4,144	3,610
2012	N/A	N/A

4. 権利行使に関する統計 (統計なし)

注記 権利行使に関わる情報なし

第5章 知的財産関係官庁

1. 登録関係官庁

工業・鉱山・エネルギー省(MIME)

工業財産局 (Department of Industrial Property)

(特許・実用新案・意匠)

45 Preah Norodom Boulevard

Khan Daun Penh

Phnom Penh

Tel.: (855) 23 211 141/222 504

Fax: (855) 23 428 263

URL: <http://www.gdi.mime.gov.kh>

商務省

知的財産権局 (Department of Intellectual Property Rights)

(商標)

Russian Federation Blvd

Toeuk Thla Village

Sangkat Toeuk Thla

Khan Sen Sok

Phnom Penh

Tel: (855) 23 866 088/866 478

Fax: (855) 23 866 188/866 425

URL: www.moc.gov.kh

文化・ファインアート省

著作権・著作隣接権局 (Department of Copyright and Related rights)

227 Norodom Blvd.

Phnom Penh

Tel.: (855) 16 830 323 direct dial

(855) 23 21 76 45

(855) 23 72 57 47 official

Fax: (855) 23 214 617 direct

(855) 23 42 60 41 official

URL: <http://www.mcfa.gov.kh/#>

2. 権利行使関係官庁

工業・鉱山・エネルギー省(MIME) 工業財産局
エンフォースメント・ユニット (Enforcement Unit)
45 Preah Norodom Boulevard
Khan Daun Penh
Phnom Penh
Tel.: (855) 23 211 141/222 504
Fax: (855) 23 428 263
URL: [HTTP://WWW.GDI.MIME.GOV.KH](http://www.gdi.mime.gov.kh)

商務省知的財産権局
エンフォースメント・セクション (Enforcement Section)
Russian Federation Blvd
Toeuk Thla Village
Sangkat Toeuk Thla
Khan Sen Sok
Phnom Penh
Tel: (855) 23 866 088/866 478
Fax: (855) 23 866 188/866 425
URL: www.moc.gov.kh

著作権侵害制圧委員会
(Committee for Suppression of Copyright Infringement)
経済警察 (Economic Police)
Norodom Blvd.
Phnom Penh
Tel.: (855) 12 80 56 32 / 12 81 27 70
Fax: (855) 11 21 65 85
URL: <http://www.interior.gov.kh/en>

CAMCONTROL Department
商務省カンボジア輸出入査察及び不正取締局
本部事務所
50Eo, 144 Street, Phnom Penh,
Kingdom of Cambodia
Tel: (855) 23 722 085 / 23 426 166
Fax: (855) 23 426 166
Email: ccdgc@camcontrol.gov.kh
URL: <http://www.camcontrol.gov.kh/>

カンボジア税関総局
(The General Department of Customs and Excise of Cambodia, GDCE)
本庁舎
No. 6-8, St. Preah Norodom Blvd.
Sangkat Phsar Thmei III

Khan Daun Penh, Phnom Penh
Cambodia.
Tel: +855 23214065
Fax: +855 23214065
E-mail: customs@camnet.com.kh
URL: www.customs.gov.kh

GDCE 広報課 (Public Relation Unit, PRU)

GDCE 本庁社内 1F (ground floor)
No. 6-8, Preah Norodom Blvd.
Sangkat Phsar Thmei III,
Khan Daun Penh, Phnom Penh
Cambodia.
Tel: +855 23 722 767,
Fax: +855 23 722 768
E-mail: info-pru@customs.gov.kh

地方裁判所 (Municipal Court)

No. 27, Monireth Street
Sangkat Veal Vong
7 Makara District
Phnom Penh
Tel.: (855) 12 84 47 21
URL: -

控訴裁判所 (Appeal Court)

HALL OF JUSTICE
THE MINISTRY OF JUSTICE'S CAMPUS
SAMDACH SOTHEAROS BOULEVARD
SANGKAT CHEY CHOMNAS
KHAN DAUN PENH
PHNOM PENH
URL: -

最高裁判所 (Supreme Court)

Street 63, Boeng Keing Kong.
Phnom Penh
Cambodia
URL: -

第6章 知的財産権法律事務所情報

HAVIP Intellectual Property & Law Group

No. 15, Lane 102 Khat Duy Tien street,

Thanh Xuan district,

Hanoi, Vietnam

Tel: (84-4) 35525 035/036

Fax: (84-4) 35525 037

Email: info@havip.com.vn

Website: www.havip.com.vn

KIMLY IP SERVICE

Borey Piphup Thmey, Somrong Andeth No. 22, St. No. 3

Phum Raungchack, Sangkat Phnom Penh Thmey

Khan Sen Sok, Phnom Penh

Cambodia.

Tel: (855-23) 6363 975, (855-23) 6363 976 and (855-23) 68 20 201

Fax: (855-23) 68 20 200

Email: kimlyip4@ezecom.com.kh

【特許庁委託事業】

本レポートは、日本貿易振興機構が2013年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。